

令和6年度税務職員採用試験要綱

■ 概要 国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員（国家公務員）を募集します。

■ 受験資格 1 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

■ 試験の程度 高等学校卒業程度

■ 申込方法等 インターネット申込み
○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
○受付期間
令和6年6月14日（金）午前9時～6月26日（水）[受信有効]



人事院
(インターネット申込)

【インターネット申込みができない環境の場合】

○問合せ先
希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

■ 試験日 第1次試験日 令和6年9月1日（日）
第2次試験日 令和6年10月9日（水）～10月18日（金）までの間の第1次試験合格通知書で指定する日

■ 合格者発表日 第1次試験合格者 令和6年10月3日（木）
最終合格者 令和6年11月12日（火）

■ 問合せ先 ○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2333
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外のお問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）



国税庁
(税務職員採用試験)



人事院
(採用情報NAVI)

業務センター室への郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センター室へ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センター室へ直接持ち込むことはできません。
- 業務センター室では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センター室では行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター室）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和6年3月現在、令和6年7月以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
札幌国税局	北海道	札幌中、小樽、滝川、余市、浦河	札幌中、小樽、 岩見沢 、滝川、余市、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター
		函館、八雲、江差、倶知安	函館、 室蘭 、八雲、江差、倶知安	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター函館分室
		旭川中、留萌、稚内、紋別 名寄、深川、富良野	旭川中、 旭川東 、 網走 、留萌、稚内 紋別、名寄、深川、富良野	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター旭川分室
		帯広、十勝池田	釧路 、帯広、 根室 、十勝池田	札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター帯広分室
仙台国税局	宮城県	仙台北、仙台中、仙台南 古川、気仙沼、築館、佐沼	仙台北、仙台中、仙台南、 石巻 、 塩釜 古川、気仙沼、 大河原 、築館、佐沼	仙台国税局業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター
	岩手県	盛岡、久慈、二戸	盛岡、久慈、二戸	仙台国税局業務センター 盛岡分室	〒020-8504 盛岡市本町通3丁目8番37号 仙台国税局業務センター盛岡分室
	山形県	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山	仙台国税局業務センター 山形分室	〒990-8601 山形市大手町1番23号 仙台国税局業務センター山形分室
	福島県	福島、郡山、二本松	福島、郡山、二本松	仙台国税局業務センター 福島分室	〒960-8509 福島市森合町16番6号 仙台国税局業務センター福島分室
関東信越国税局	埼玉県	浦和、大宮	浦和、大宮	関東信越国税局業務センター	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒330-9587 関東信越国税局業務センター
	栃木県	足利、栃木、佐野、鹿沼	足利、栃木、佐野、鹿沼	関東信越国税局業務センター 栃木分室	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室
	群馬県	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	関東信越国税局業務センター 前橋分室	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室
	新潟県	—	新潟 、 新津 、 巻 、 新発田 十日町 、 村上 、 佐渡	関東信越国税局業務センター 新潟分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		麹町、神田、日本橋 京橋、杉並、荻窪	麹町、神田、日本橋、京橋、 四谷、新宿 大森、雪谷、蒲田、中野 、杉並、荻窪	東京国税局業務センター 大手町分室	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター大手町分室
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
		芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
		足立、西新井、葛飾	足立、西新井、葛飾	東京国税局業務センター 葛飾分室	〒124-8705 葛飾区立石8丁目31番6号 東京国税局業務センター葛飾分室
		武蔵府中、日野	八王子、青梅 、武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
		江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
	山梨県	甲府、山梨、大月、鵜沢	甲府、山梨、大月、鵜沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
	神奈川県	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
		川崎南、川崎北	川崎南、川崎北	東京国税局業務センター 川崎南分室	〒210-8606 川崎市川崎区榎町3番18 東京国税局業務センター川崎南分室
		平塚、藤沢	平塚、藤沢	東京国税局業務センター 平塚分室	〒254-8534 平塚市浅間町9番1号 東京国税局業務センター平塚分室
	千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、茂原、東金	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、 館山、木更津 、茂原、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

注 **下線太字**は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
金沢国税局	石川県	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢国税局業務センター	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 金沢国税局戸水分庁舎 金沢国税局業務センター (富山県内の対象署) ※1 郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です) ※2 特定税目のみ。詳細は金沢国税局ホームページをご参照ください。 〒930-8606 金沢国税局業務センター富山事務室
	富山県	富山、高岡、魚津、砺波	富山、高岡、魚津、砺波		
	福井県	福井、大野	福井、大野	金沢国税局業務センター 福井分室	〒910-8529 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 金沢国税局業務センター福井分室
名古屋国税局	愛知県	名古屋東、名古屋中	名古屋東、名古屋中	名古屋国税局業務センター	〒461-8623 名古屋市中区泉1丁目17番8号 名古屋国税局名古屋東分庁舎 名古屋国税局業務センター
		豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	名古屋国税局業務センター 豊橋分室	〒440-8535 豊橋市大岡町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室
		刈谷、豊田	刈谷、豊田	名古屋国税局業務センター 刈谷分室	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室
		—	熱田、中川	名古屋国税局業務センター 熱田分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	岐阜県	尾張瀬戸	尾張瀬戸	名古屋国税局業務センター 多治見分室	〒507-8710 多治見市白山町1丁目209番地 名古屋国税局業務センター多治見分室
		多治見、中津川	高山 、多治見、 関 、中津川		
		岐阜北、岐阜南	岐阜北、岐阜南、 大垣	名古屋国税局業務センター 三の丸分室	〒460-8527 名古屋市中区三の丸3丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局業務センター三の丸分室
	三重県	津、伊勢、松阪、上野、尾鷲	津、伊勢、松阪、上野、尾鷲	名古屋国税局業務センター 津分室	〒514-8544 津市桜橋2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室

注 **下線太字**は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
名古屋国税局	静岡県	清水、藤枝	清水、藤枝	名古屋国税局業務センター 清水分室	〒424-8783 静岡県清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室
		浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	名古屋国税局業務センター 浜松西分室	〒430-8584 浜松市中央区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室
		-	沼津、熱海、三島、下田	名古屋国税局業務センター 沼津分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
大阪国税局	大阪府	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
		浪速、東成、北	浪速、東成、北	大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
		-	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南、岸和田、泉大津、泉佐野、富田林	大阪国税局業務センター 大手前分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	兵庫県	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室
		尼崎、洲本、芦屋、伊丹	尼崎、洲本、芦屋、伊丹	大阪国税局業務センター 阪神分室	〒661-8522 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
		相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原		〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山	※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒661-8521 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野	奈良、葛城、桜井、吉野		〒661-8524 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	和歌山県	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅		〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
広島国税局	広島県	広島東、広島南、広島西、吉田	広島東、広島南、広島西、吉田	広島国税局業務センター	〒733-8689 広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター
	岡山県	岡山東、西大寺、笠岡	岡山東、西大寺、笠岡	広島国税局業務センター 岡山東分室	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室
		岡山西、瀬戸、玉野 高梁、新見、久世	岡山西、瀬戸、 津山 、玉野 高梁、新見、久世	広島国税局業務センター 岡山西分室	〒700-8681 岡山市北区伊福町4丁目5番38号 広島国税局業務センター岡山西分室
	島根県	出雲、石見大田、大東	出雲、石見大田、大東	広島国税局業務センター 出雲分室	〒693-8689 出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室
	山口県	山口、徳山、防府 光、柳井、厚狭	下関 、 宇部 、山口、 萩 、徳山、防府 岩国 、光、 長門 、柳井、厚狭	広島国税局業務センター 防府分室	〒747-8533 防府市寿町6番39号 防府地方合同庁舎 広島国税局業務センター防府分室
高松国税局	徳島県	川島、脇町、池田	川島、脇町、池田	高松国税局業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター
	香川県	高松、坂出、長尾、土庄	高松、坂出、長尾、土庄		
	高知県	高知、須崎、中村、伊野	高知、 安芸 、 南国 、須崎、中村、伊野	高松国税局業務センター 高知分室	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室
	愛媛県	松山、伊予西条	松山、伊予西条	高松国税局業務センター 松山分室	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室

注 **下線太字**は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年11月中旬以降		
福岡国税局	福岡県	博多、福岡、飯塚	博多、福岡、飯塚	福岡国税局業務センター	〒810-8674 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局業務センター
		門司、小倉、八幡	門司、小倉、八幡	福岡国税局業務センター 小倉分室	〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 福岡国税局業務センター小倉分室
	—	大牟田、直方、甘木 八女、大川、筑紫	福岡国税局業務センター 春日分室	令和6年11月中旬に開設予定のセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年11月以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	
	佐賀県	—			佐賀、唐津、鳥栖
長崎県	長崎、島原、諫早、福江	長崎、島原、諫早、福江	福岡国税局業務センター 長崎分室	〒850-8617 長崎市松が枝町6番26号 長崎税務署内 福岡国税局業務センター長崎分室	

注 **下線太字**は、令和6年11月中旬より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
熊本国税局	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉 天草、山鹿、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、 玉名 天草、山鹿、 菊池 、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
	鹿児島県	—	鹿児島、鹿屋、大島、指宿 種子島、知覧、大隅		令和6年7月10日から新たに業務センターの対象となります。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
沖縄国税事務所	沖縄県	那覇、北那覇	那覇、北那覇	沖縄国税事務所業務センター	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 沖縄国税事務所業務センター
		名護、沖縄	名護、沖縄	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号 沖縄国税事務所業務センター沖縄分室

注 **下線太字**は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

資産税事務のエリア一体的運営の実施について

関東信越国税局においては、税務署における資産税事務の効率的な事務運営を図る観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において資産税事務を一体的に行う施策（資産税事務のエリア一体的運営）を、令和 6 事務年度は、以下の税務署で実施します。

資産税事務のエリア一体的運営実施署	
(中心署)	(対象署)
栃木署	足利署、佐野署
前橋署	沼田署、中之条署
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署、新発田署
長岡署	十日町署
高田署	糸魚川署
伊那署	木曾署

(注) 下線は、本年 7 月 10 日（水）以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

- 資産担当職員の配置
対象署には、資産担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の資産担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 窓口における個別照会
対象署の窓口における資産税事務に関する個別照会には、各税務署に相談日を設け、事前予約を受け付けた上で、中心署の資産担当職員が対応します。
※ 個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

自動ダイレクトの留意事項(主な税目別)

税目	内容												
申告所得税・個人消費税	<ul style="list-style-type: none"> 振替納税を希望する場合は、自動ダイレクトを行う旨のチェックを入れずに（又は外して）申告手続を行う。 申告所得税の確定申告時に、自動ダイレクトを行う旨のチェックを入れて、延納の届出を行う場合、「申告期限までに納付する金額」は自動ダイレクトの対象だが、「延納届出額」は自動ダイレクトの対象外であるので、現行と同様、「延納届出額」の納付情報登録依頼を作成・送信の上、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知から、納付を行う必要がある。 												
相続税	<p>相続人全員のダイレクト納付の口座登録が必要である。 なお、登録していない相続人が1人でも存在する場合は、相続人全員のチェックボックスが入力できなくなる。</p>												
法人税・法人消費税	<p>法人税法75条や消費税法45条の2などによる申告期限の延長をしている場合、<u>本来の申告期限（法定納期限）までに申告手続を行う場合に限り、自動ダイレクトが可能</u></p> <p>なお、この場合、申告期限が延長された日ではなく、本来の法定納期限に口座から引き落とされる。</p> <p>【例】 3月末決算法人かつ一月期限延長法人</p> <table border="1" data-bbox="454 1114 2069 1262"> <thead> <tr> <th>申告提出日</th> <th>法定納期限</th> <th>延長期限</th> <th>法定納期限</th> <th>申告提出日</th> <th>延長期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5/30</td> <td>5/31</td> <td>6/30</td> <td>5/31</td> <td>6/15</td> <td>6/30</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 自動ダイレクトで5月31日に口座引落</p> <p>⇒ 自動ダイレクト対象外</p>	申告提出日	法定納期限	延長期限	法定納期限	申告提出日	延長期限	5/30	5/31	6/30	5/31	6/15	6/30
申告提出日	法定納期限	延長期限	法定納期限	申告提出日	延長期限								
5/30	5/31	6/30	5/31	6/15	6/30								
源泉所得税	<p>e-Taxソフト（PC版・WEB版・SP版）から徴収高計算書の作成が可能であることから、自動ダイレクトもe-Taxソフト（PC版・WEB版・SP版）で可能</p>												

給与を支払う事業者のみなさまへ

6月から実施！定額減税

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人… 3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）… 1人につき3万円
- ※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税は R6.6.1 以後に支払う給与・賞与から

令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

なお、年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算を行います。

【例】 次の世帯構成の場合の月々の給与に係る控除額

区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
判定等				
同一生計	—	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	160万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	105万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	× (※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

	6月給与	6月賞与	7月給与	8月給与
控除前税額	14,400円	55,000円	34,000円	15,600円
定額減税額	14,400円	55,000円	20,600円	0円
源泉徴収税額	0円	0円	13,400円	15,600円
控除外額(次月繰越)	75,600円	20,600円	0円	—

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者として定額減税を受ける。

定額減税に関する最新情報は、国税庁HP

「定額減税特設サイト」で確認！！



月次減税事務の手順

※ 令和6年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務を「月次減税事務」といいます。

① 控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与支払者のもとで勤務している人のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者を確認

② 各人別控除額等の管理

各人別の減税額と各月の控除額等を「各人別控除事績簿」などを利用しての管理 ※ 様式は定額減税特設サイトに掲載

③ 月次減税額の計算

控除対象者ごとの「同一生計配偶者」及び「扶養親族」の人数に基づき月次減税額を計算

④ 給与等支払時の控除

6月1日以後支払の給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額から順次控除

⑤ 控除後の事務

イ 従業員の方へ交付する「給与支払明細書」に控除額を表示
ロ 納付書の記載と納付等
(注) 納付書には控除額の記載不要

定額減税に係る源泉徴収事務（動画）

令和6年分所得税の「定額減税に係る源泉徴収事務」の概要と給与支払者の皆様に行っていただく手続きが動画で確認できます。（再生時間：約30分）

動画の視聴はこちらから！



給与支払者向け定額減税コールセンター

給与支払者向けの所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号：0570-02-4562

受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）



税務職員ふたば

給与支払者向け定額減税説明会

令和6年3月下旬から令和6年5月までの間、定額減税の概要や源泉徴収事務について、給与支払者向けの説明会を税務署等において事前申込制で開催しています。

説明会の開催日程は「定額減税特設サイト」からご確認ください。

税務相談チャットボット

所得税の定額減税に関するご質問に「ふたば」がお答えします。ご質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAI（人工知能）が自動回答します。土日、夜間でもご利用いただけます。（メンテナンス時間は除きます。）

「定額減税特設サイト」からご利用ください。